別添１

沖縄総合事務局所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領

制　　定　令和８年 10 月１日　府農農振第 721 号

第１　目的

沖縄総合事務局が発注する農業農村整備事業（以下「事業」という。）の工事（以下単に「工事」という。）、又は測量・調査・設計業務（以下「業務」という。）であって、その成果が優秀で他の模範であり、かつ、他の模範となるもの（以下「優良工事等」という。）の受注者を表彰することにより、事業への理解を深めるとともに、設計及び施工技術の向上並びに受注者の意欲の高揚を図り、もって事業の円滑な施行に資することを目的とする。

第２　表彰の対象となる優良工事等及びその受注者の推薦

１　表彰の対象

別紙１「沖縄総合事務局優良工事等の選定基準」を満たした優良工事等を表彰の対象とする。

２　受注者の推薦

事業（務）所長は、１の条件を満たした優良工事等の受注者のうち、特に顕著な功績をあげた工事及び業務について、別紙２の様式による優良工事等の受注者の推薦書（以下「推薦書」という。）を沖縄総合事務局長（以下「局長」という。）に提出する。

なお、推薦に当たっては工事及び業務の受注者を各２者程度推薦するものとし、同一の受注者が受注した工事及び業務が２件以上ある場合は、１件のみを推薦するものとする。

第３　審査委員会の構成・審査方法等

１　審査委員会

(1)　局長は、優良工事等の受注者の表彰を公正かつ適正に行うため、沖縄総合事務局所管農業農村整備事業優良工事等受注者等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）及び同委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(2)　委員会の構成は次のとおりとする。

委 員 長	農林水産部長
副委員長	総務調整官
委　　員	農政課長
〃	農村振興課長
〃	土地改良総合事務所長

(3)　幹事会の構成は次のとおりとする。

幹 事 長	農村振興課長
幹　　事	農村振興課技術審査官
〃	土地改良総合事務所次長（実施・管理）
〃	土地改良総合事務所建設技術課長

(4)　委員会及び幹事会の事務を処理するため、事務局を農林水産部農村振興課に置く。

２　審査の方法

(1)　局長は、局長表彰者を決定するため委員会を開催する。

(2)　委員会は、事業（務）所長から局長に対し提出のあった推薦書、添付書類等を考慮して局長表彰候補者を選定し局長に推薦する。

また、委員会は、局長表彰に値する者のうち、候補者として推薦する受注者に次ぐ内容の者を次点として選定し報告することができるものとする。

なお、同じ受注者について事業（務）所長から２件以上の推薦があった場合は、優良な１件を選定するものとする。

(3)　局長は、局長表彰候補者として選定された優良工事等の受注者のうち、 特に顕著な功績をあげたものについて、委員会の審査を経て農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領（令和８年９月 10 日付け７農振人第 72 号農村振興局長通達）の第２の２の規定により、農林水産大臣表彰及び農村振興局長表彰の対象者として、別紙３の様式により推薦書を農村振興局長に提出する。

なお、推薦に当たっては工事及び業務の受注者を各２者程度推薦するものとし、同一の受注者が受注した工事及び業務が２件以上ある場合は、１件のみを推薦するものとする。

(4)　(3)により推薦した者のうち農林水産大臣表彰者及び農村振興局長表彰者として決定された者については、局長表彰者から除外することとし、審査結果が次点の受注者等を局長表彰者とすることができるものとする。

第４　局長表彰

(1)　局長は、第３の２の(2)による推薦に基づき局長表彰者を決定する。

(2)　局長は、局長表彰者に対して、農林水産大臣表彰者及び農村振興局長表彰者と併せて賞状を授与して表彰する。

第５　表彰の期日等

１　表彰の期日等については、沖縄総合事務局長が決定する。

２　局長は、第２の２の推薦書の提出から表彰式までの間に指名停止を受けた場合は、表彰の対象から外すことができる。

別紙１

沖縄総合事務局所管農業農村整備事業等における優良工事等の審査基準

１　審査の対象とする工事等

（１）工事

前年度に完成した契約金額が６千万円以上の工事（ただし、国庫債務負担行為に係る工事又は不可分工事については、全体の契約額とする。）のうち、その施工に当たり、「土木工事施工管理基準」（平成 17 年３月 28 日付け 16 農振第 2232 号農林水産省農村振興局長通知）に基づく施工管理が特に優れており、他の模範となるものとし、工事の審査に当たっては、工事の技術的難易度、規模、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案及び新技術の開発等について総合的に評価するとともに、当該工事の受注者の他の工事において挙げた成果も考慮するものとする。

（２）業務

前年度までに完成した契約金額が１千万円以上の業務のうち、その技術的内容が特に優れており、他の模範となるものとし、業務の審査に当たっては、業務の技術的難易度、創意工夫、低コスト工法の提案、新技術の開発、政策課題及び地域課題の解決等について総合的に評価するとともに、当該業務の受注者の他の業務（過年度の一連の業務を含む。）において挙げた成果も考慮するものとする。また、表彰後に業務内容に変更が生じないものとする。

２　除外事由

審査を行う年度の前々年度までの過去３年間において、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和 59 年４月 21 日付け 59 経第 715 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、沖縄総合事務局において定められている「工事請負契約指名停止等措置要領」による指名停止を受けた受注者が施工した工事及び「船舶工事請負契約及び測量・建設コンサルタント等業務請負契約に係る指名停止等の措置について」（平成７年６月 12 日付け７経第 987 号農林水産省大臣官房経理課長通知）による指名停止を受けた受注者が実施した業務は、表彰の対象としないものとする。

なお、受注者が共同企業体の場合にあっては、構成員のうち１社でも指名停止を受けている場合は、同様に取り扱うものとする。

別紙２

優良工事等の受注者の推薦書（記載例）

番　　号
年　月　日

沖縄総合事務局長　殿

○○事業（務）所長

○○年度沖縄総合事務局所管農業農村整備事業等における優良工事等の
受注者の推薦について

このことについて、「沖縄総合事務局所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領」第２の２に基づき、下記の受注者を別添推薦調書のとおり推薦します。

記

○○建設（株）	○○支店	取締役支店長	○○　○○
（株）○○工業		代表取締役社長	○○　○○
（株）○○組	○○支社	取締役支社長	○○　○○

※「優良工事等の受注者の推薦書」の添付資料として別添「推薦調書」を添付すること。

別添

○○年度　優良工事等の受注者の推薦調書　（記載例）

事業（務）所名：○○

事 業 名 工事(業務)件名 工事(業務)場所	受注者名	請負代金（千円） 工期（延日数）	工事(業務)概要及び推薦理由の概要
○○農業水利事業 ○○○幹線水路その○工事 ○○県○○町○○地内	（株）○○建設 ○○支店 取締役支店長 ○○ ○○	○○,○○○千円 ○○.○○.○○ ～ ○○.○○.○○ （○○日間）	【工事（業務）概要】 かんがい用水を導入する○○幹線水路○○ｋｍのうち、管水路工φ○○○mmのFRPM管○○ｍと付帯する○○を施工した工事 【推薦理由の概要】 道路や住宅など地上部への影響が大きい現場条件の中で沈下等に対する高度な施工管理を行い構造物に影響なく工事を行った。
○○農業水利事業 ○○○幹線水路実施設計業務 ○○県○○町○○地内	（株）○○コンサルタント ○○支店 取締役支店長 ○○ ○○	○○,○○○千円 ○○.○○.○○ ～ ○○.○○.○○ （○○日間）	【工事（業務）概要】 ○○頭首工の樋管に新たに接続するトンネル水路の実施設計であり、模型を用いて水理検証を行った業務 【推薦理由の概要】 水理検証に当たり、○○の課題がある中、高度な専門技術及び技術的工夫により水理検証を行った。

※　次のものを添付すること。

（１）工事概要または業務概要（Ａ４判とする。）

（２）工事写真（工事前、施工途中、完成時の各段階）

（３）ＶＥ提案、プロポーザル

（４）工事成績採点表･工事技術的難易度評価表または業務成績評定結果総括表

（５）その他必要と思われる資料（推薦理由を具体的に説明できる写真及び資料など）

別紙３

優良工事等の受注者の推薦書（記載例）

番　　号
年　月　日

農林水産省農村振興局長　殿

内閣府沖縄総合事務局長

○○年度農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の
受注者の推薦について

このことについて、「農林水産省所管農業農村整備事業等における優良工事等の受注者の表彰実施要領」第３の２に基づき、下記受注者を別添推薦調書のとおり推薦します。

記

○○建設（株）	○○支店	取締役支店長	○○　○○
（株）○○工業		代表取締役社長	○○　○○
（株）○○組	○○支社	取締役支社長	○○　○○

※　○○年度の○○は工事施工年度とする。
※「優良工事等の受注者の推薦書」の添付資料として別添「推薦調書」を添付すること。